

【回答書】

長 建 計 第 2 1 5 号

長 水 下 第 1 9 2 号

令 和 3 年 3 月 1 0 日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

副会長 渡邊 照芳 様

東部支部長 藤田 昭一 様

長泉町長 池田 修



位置指定道路に関する要望について（回答）

日頃より、住宅地の供給に御尽力を賜りありがとうございます。

建築基準法第42条第1項第5号に基づく位置指定道路については、土地及び道路の所有が民間であることから、権利関係に起因する道路使用上の問題が生じるケースもあることは承知をしております。しかしながら、位置指定道路の整備は、比較的小規模の宅地開発に伴うものであることや利用者が限定的であり、現在その所有を町に移管することは行っていない。なお、本町において位置指定道路の整備を行う際は、整備後に問題を発生させないため土地所有者等の承諾を特定行政庁である県で求めています。また、県は位置指定道路の延長を行う際に既存位置指定道路部分の土地所有者等の承諾は求めていると聞いています。

御要望のありました位置指定道路の町への移管につきましては、舗装構成や埋設物件が管理基準を満たしているか不明な場合、また劣化度等により、現状では難しい状況ではありますが、開発行為の許可を受けた道路につきましては、移管を受けている状況もあることから、課題の再確認や移管による影響等について他市町の状況も含め調査研究したいと考えております。

また、水道に伴う掘削等の工事を行う際の利害関係人の同意等につきましては、近隣市町で共通して承諾欄のある給水装置工事申込書を採用し、本町の取り扱いとしては同意欄に自署及び認印で可能としております。なお、土地所有者等と連絡を取ることができず同意等を得ることができない場合は、「利害関係人から異議があった場合には、申請者の責任において対応する」旨の誓約書の提出により同意等とする取扱を行っています。

このような手続きは、工事の円滑な施行に資するものではありませんが、一方で国からの通知では、承諾書を得るために金銭を要求される、土地所有者等と連絡を取ることができず同意を得ることができない等の事情も生じており、同意書等の提出がないことのみをもって、給水申請を拒むことがないように対応するように考え方が示されています。

このようなことから、水道事業について沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、小山町及び長泉町の4市2町で組織する水道事業研究会において、条件の緩和や簡素化が可能か他市町の先進事例も参考に調査研究していきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

担当：長泉町役場

建設計画課 計画チーム

電話：055-989-5520

上下水道課 管理チーム

電話：055-989-5524